

平成28年度

監査委員事務局・公平委員会事務局・

固定資産評価審査委員会事務局 組織目標設定シート

組織の方針	今年度の目標設定		
A 組織の方針(使命)	B 重点目標項目	C 設定理由・考え方	D 活動(手段)
<p>組織の基本方針又は使命</p> <p>【監査委員事務局】 適正かつ効率的な行財政運営と事務事業の改善に資する。</p>	<p>組織の課題のうち今年度取り組むものを優先順に</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.定期監査 2.例月現金出納検査 3.決算審査 基金運用状況審査 健全化判断比率審査 資金不足比率審査 4.随時監査(工事) 5.行政監査 6.財政援助団体監査 	<p>どのようなニーズに基づくのか どのような成果を目指すのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第199条第4項に基づき財務に関する事務の執行等が適切に行われているか監査を実施する。 ・地方自治法第235条の2第1項に基づき各会計における各種帳簿の計数確認及び公金保管状況が適正であるか継続して検査する。 ・地方自治法第233条第2項等に基づき審査に付された決算書等の計数が正確であるか、事業の経営等が効果的に行われているか等を審査する。 ・地方自治法第199条第5項に基づき工事の計画、設計、積算及び施工等の各段階において、法令等に準拠し、適切且つ効率的に執行されているか等を監査する。 ・地方自治法第199条第2項に基づき、特定の部局ではなく、テーマを設定し、各部局をまたがる横断的な視点での監査を実施する。 ・地方自治法第199条第7項に基づき、市が財政的援助を与えている団体の監査を実施する。 	<p>重点目標項目を実現するため行う活動や手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査→本監査→結果報告及び公表 ・監査対象部局 企画政策部、建設部、安心まちづくり室 ・事前調査(支出命令書検査・事前資料確認・残高証明書と照合等) ・毎月26日に検査を実施(資料説明・通帳と照合等) ・市長等へ結果報告 ・事前資料確認 ・全所属ヒアリング ・意見書の提出及び公表 ・工事技術調査 ・報告書の提出及び公表 ・平成28年度のテーマ (その1)「準公金の取扱いについて」 (その2)「一者随意契約について」 ・対象所属ヒアリング ・必要に応じて現地調査 ・報告書の提出及び公表 ・監査対象 市が補助金・交付金・負担金などを支出している団体 平成28年度:1団体

平成28年度

監査委員事務局・公平委員会事務局・

固定資産評価審査委員会事務局 組織目標設定シート

組織の方針	今年度の目標設定		
A 組織の方針(使命)	B 重点目標項目	C 設定理由・考え方	D 活動(手段)
組織の基本方針又は使命	組織の課題のうち今年度取り組むものを優先順に	どのようなニーズに基づくのか どのような成果を目指すのか	重点目標項目を実現するため行う活動や手段
	7.監査事務に係る知識の向上	・監査事務の知識の向上を図るため、各種団体が主催する研修会に参加する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全監事務研修会 ・近監研修会 ・府都市監査委員会事務局職員研修会 ・三地区共催事務研修会 ・府南部8市事務局職員研修会 ・その他研修会
【公平委員会事務局】 職員からの公平審査等に適切に対応する。	1.公平審査等の適正かつ迅速な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・職員から次の公平審査等が提出された場合、適正かつ迅速に対応する。 ①地方公務員法第49条の2第1項に基づく不利益処分に対する審査請求 ②同法第46条に基づく勤務条件に関する措置要求 ③同法第8条第2項第3号に基づく苦情相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの関係法令等に基づき、公平委員会を開催し、審査等を行い、判定する。
	2.公平委員会事務に関する知識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・公平委員会事務の知識の向上を図るため、各種団体が主催する研修会に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全公連本部研究会 ・全公連近畿支部特別研究会 ・全公連近畿支部事務研究会 ・京都府公連事務研究会
【固定資産評価審査委員会事務局】 固定資産評価審査申出に適切に対応する。	1.不服申出審査の適正かつ迅速な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第432条第1項に基づく審査申出が提出された場合、適正かつ迅速に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産評価審査委員会を開催し、反論書、弁明書の書面審理等、必要に応じた手続きを行い、審査の結果を決定する。
	2.固定資産評価審査事務に関する知識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・不服申出に適正かつ迅速に対応するため、固定資産評価審査委員会事務に関する研修会に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産評価審査委員会運営研修会